

令和5年1月23日

(令和4年度第3回)

川西市国民健康保険運営協議会資料

## 令和5年度の国民健康保険税率設定について (本係数に基づく納付金及び標準保険料率等)

1	本係数に基づく令和5年度納付金算定の状況	
	(1) 兵庫県全体の状況(仮係数時点との違い) .....	2
	(2) 県から示された本市のR5標準保険料率(設定の目安とする税率) .....	3
	(3) R5標準保険料率に合わせた場合の世帯構成別負担イメージ .....	4
2	令和5年度税率案	
	(1) 税率案1 (2) 税率案2 .....	5
	(3) 税率案1と税率案2の財政収支と基金残高見込み .....	6
	(4) 税率案3 .....	7
	(5) 税率案1、案2、案3の財政収支と基金残高見込み .....	8
	(6) 税率案3と税率案1を比較した世帯構成別負担イメージ(R5~R9 5年間の影響額) .....	10
	(7) 税率案について事務局の考え方 .....	12

## 1. 本係数に基づく令和5年度納付金算定の状況

### (1) 兵庫県全体の状況（仮係数時点との違い）

（仮係数時点から変動した主な理由）

被保険者数及び保険給付費の推計に直近実績を反映

国から示される係数の置き換え

（主な変動状況）

被保険者数の減  $\Delta 0.5\%$ （R4比較  $\Delta 4.3\%$ ）

一人あたり保険給付費の減  $\Delta 0.4\%$ （R4比較  $+2.0\%$ ）

一人あたり納付金のうち後期高齢者支援金分の減  $\Delta 0.9\%$ （R4比較  $+5.9\%$ ）

【兵庫県全体の状況】	R5年度本係数 ()内は仮係数時との比較	R5年度仮係数 ()内はR4本係数時との比較	R4年度本係数
被保険者数	1,012,769 人 ( -0.5% )	1,017,489 人 ( -3.8% )	1,057,500 人
保険給付費総額	3,754 億円 ( -0.8% )	3,785 億円 ( -1.5% )	3,843 億円
一人あたり保険給付費	370,662 円 ( -0.4% )	372,031 円 ( 2.4% )	363,431 円
一人あたり納付金	150,472 円 ( -0.4% )	151,067 円 ( 2.7% )	147,166 円
うち医療分	104,670 円 ( -0.1% )	104,787 円 ( 1.0% )	103,761 円
支援分	33,586 円 ( -0.9% )	33,876 円 ( 6.8% )	31,711 円
介護分	38,319 円 ( 0.0% )	38,293 円 ( 3.7% )	36,914 円

仮係数時点と比較していずれも下がっている状況

## (2) 県から示された本市の令和5年度標準保険料率（設定の目安とする税率）

### 仮係数時と本係数時のR5標準保険料率比較

(円)

(仮係数時と本係数時の標準 保険料率の差)		税率等		
		仮係数	本係数	差
医療分	所得割率	7.01%	6.96%	-0.05%
	均等割額	30,204	30,154	-50
	平等割額	19,661	19,537	-124
後期支援金分	所得割率	2.85%	2.81%	-0.04%
	均等割額	11,926	11,806	-120
	平等割額	7,763	7,649	-114
介護分	所得割率	2.70%	2.64%	-0.06%
	均等割額	13,880	13,838	-42
	平等割額	6,916	6,754	-162

仮係数時点と比較していずれも下がっている状況

### 現行税率と本係数時のR5標準保険料率との比較

(円)

(現行税率と標準保険料率の差)		税率等		
		川西市（現行）	R5標準保険料率	差
医療分	所得割率	7.78%	6.96%	-0.82%
	均等割額	29,000	30,154	1,154
	平等割額	20,800	19,537	-1,263
後期支援金分	所得割率	2.76%	2.81%	0.05%
	均等割額	10,200	11,806	1,606
	平等割額	8,000	7,649	-351
介護分	所得割率	2.69%	2.64%	-0.05%
	均等割額	11,600	13,838	2,238
	平等割額	6,000	6,754	754

#### 仮係数時点と傾向は変わっていない

##### (1) 標準保険料率より高い部分がある

(仮係数時点より差が広がった)

医療分の所得割、平等割、後期高齢者支援金分の平等割、介護分の所得割が標準保険料率より高い

(2) 応能割（所得割）が高く、応益割（均等割・平等割）が低い状況にある。

### (3) R5標準保険料率に合わせた場合の世帯構成別負担イメージ

【R5に標準保険料率に合わせた場合の増減額】

※実際の税額は100円未満端数処理をするためR4税額欄記載と誤差がある

給与所得世帯	年度	想定世帯収入額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
A-1 給与所得・単身世帯 (40歳以上65歳未満)	現行税額	25,680	65,280	137,260	203,340	295,950	499,680	716,660	934,830
	R5増減額	1,180	610	△ 1,020	△ 3,210	△ 8,950	△ 21,560	△ 35,020	△ 54,400
A-2 給与所得・2人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	現行税額	40,920	90,680	136,980	226,860	346,750	550,480	767,460	963,830
	R5増減額	2,690	3,120	260	△ 60	△ 3,940	△ 16,550	△ 30,010	△ 53,240
A-3 給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額	52,680	110,280	156,580	258,220	385,950	589,680	806,660	992,830
	R5増減額	3,500	4,490	1,630	2,140	△ 1,190	△ 13,800	△ 27,260	△ 52,090
A-4 給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額	64,440	129,880	176,180	225,140	382,190	628,880	845,860	1,020,000
	R5増減額	4,340	5,880	3,020	△ 30	△ 1,380	△ 11,030	△ 24,490	△ 49,100
B-1 給与所得・単身世帯 (40歳未満)	現行税額	20,400	51,910	109,200	161,800	235,580	397,890	570,750	764,830
	R5増減額	300	△ 780	△ 3,130	△ 5,740	△ 11,130	△ 22,980	△ 35,610	△ 54,400
B-2 給与所得・2人世帯 (40歳未満夫婦)	現行税額	32,160	71,510	108,400	179,560	274,780	437,090	609,950	793,830
	R5増減額	1,140	610	△ 2,080	△ 3,770	△ 8,360	△ 20,210	△ 32,840	△ 53,240
B-3 給与所得・3人世帯 (40歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額	43,920	91,110	128,000	210,920	313,980	476,290	649,150	822,830
	R5増減額	1,950	1,980	△ 710	△ 1,570	△ 5,610	△ 17,460	△ 30,090	△ 52,090
B-4 給与所得・4人世帯 (40歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額	55,680	110,710	147,600	186,600	316,060	515,490	688,350	850,000
	R5増減額	2,790	3,370	680	△ 2,180	△ 4,740	△ 14,690	△ 27,320	△ 49,100

仮係数時点よりも標準保険料率が下がったためR5の税額が下がり、増減額が減額になった。ただし、仮係数時点と次の傾向は変わっていない。

(1) 所得割率が下がることにより、中高所得者層の負担が減る

(2) 均等割額が上がることにより、低所得者層の負担が増える

年金所得世帯	年度	想定世帯収入額						
		153万 (43万)	170万 (60万)	200万 (90万)	300万 (190万)	500万 (357万)	700万 (527万)	900万 (710万)
C-1 年金所得・単身世帯 (65歳以上)	現行税額	20,400	51,910	103,930	222,930	398,420	577,600	768,330
	R5増減額	300	△ 780	△ 2,750	△ 10,200	△ 23,020	△ 36,110	△ 54,770
C-2 年金所得・2人世帯 (65歳以上夫婦)	現行税額	32,160	71,510	103,130	262,130	437,620	616,800	797,330
	R5増減額	1,140	610	△ 1,700	△ 7,430	△ 20,250	△ 33,340	△ 53,610

## 2. 令和5年度税率案

### (1) 税率案1

令和5年度から標準保険料率に合わせる。

		R5税率案1①	現行税率②	差①-②
医療分	所得割率	6.96%	7.78%	-0.82%
	均等割額	30,154	29,000	1,154
	平等割額	19,537	20,800	-1,263
後期支援金分	所得割率	2.81%	2.76%	0.05%
	均等割額	11,806	10,200	1,606
	平等割額	7,649	8,000	-351
介護分	所得割率	2.64%	2.69%	-0.05%
	均等割額	13,838	11,600	2,238
	平等割額	6,754	6,000	754

### (2) 税率案2

令和8年度まで現行税率で据え置き、令和9年度から標準保険料率に合わせる。

		R5税率案2 (現行税率据え置き)
医療分	所得割率	7.78%
	均等割額	29,000
	平等割額	20,800
後期支援金分	所得割率	2.76%
	均等割額	10,200
	平等割額	8,000
介護分	所得割率	2.69%
	均等割額	11,600
	平等割額	6,000

応能割(所得割)はほぼ変わらず、  
応益割(所得割・均等割)が上がる見込み

(参考) 【令和9年度の見込税率と現行税率比較】

		(参考) R9年度 見込税率①	現行税率②	R8まで現行据え 置き後R9に増減 する率と額の見込
医療分	所得割率	7.07%	7.78%	-0.71%
	均等割額	33,289	29,000	4,289
	平等割額	21,569	20,800	769
後期支援金分	所得割率	3.05%	2.76%	0.29%
	均等割額	14,097	10,200	3,897
	平等割額	9,134	8,000	1,134
介護分	所得割率	3.03%	2.69%	0.34%
	均等割額	16,140	11,600	4,540
	平等割額	7,878	6,000	1,878

### (3) 税率案1と税率案2の財政収支と基金残高見込み

#### 【財政収支】

(千円)

(財政収支)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R5-9計	R5-11計
(1) 税率案1 (R5から標準保険料率)	100,986	170,784	112,904	112,788	113,145	△ 16,864	△ 91,155	△ 113,900	492,757	287,702
(2) 税率案2 (R8まで現行、R9から標準保険料率)	100,986	198,070	73,181	10,762	△ 49,181	△ 16,864	△ 91,155	△ 113,900	215,968	10,913

#### 【基金残高】

(千円)

(基金残高)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R4とR9の差	R4とR11の差
(1) 税率案1 (R5から標準保険料率)	1,098,136	1,268,920	1,381,824	1,494,612	1,607,757	1,590,893	1,499,738	1,385,838	492,757	287,702
(2) 税率案2 (R8まで現行、R9から標準保険料率)	1,098,136	1,296,206	1,369,387	1,380,149	1,330,968	1,314,104	1,222,949	1,109,049	215,968	10,913

#### 【試算前提条件】

- R5～R9  
個別公費・個別経費の相互扶助20%ずつ反映
- R6以降  
一人あたり給付費年2.5%増  
被保険者数△2.4%  
一人あたり所得1.0%増（県全体は2.0%増）  
一人あたり後期高齢者支援金2.0%増  
一人あたり介護納付金3.0%増

#### 【仮係数時点との差】

県が見込んだ令和5年度の被保険者数に基づき令和6年度以降の被保険者数を見込み直したところ、県全体の費用が減少したことなどにより、仮係数時点よりも収支黒字額が大きくなった。

この結果、**税率案2**を採用しても**基金を活用することができない**。

(1) **税率案1**は令和9年度までの合計で4億9,200万円収支黒字となり、令和11年度まででも2億8,700万円収支黒字となる。基金残高も増加する見込み。

(2) **税率案2**は令和9年度までの合計で2億1,500万円収支黒字となり、令和11年度まででも1,000万円収支黒字となる。基金残高も増加する見込み。

➡ 基金が活用できる税率案3を設定する

## (4) 税率案3

①令和8年度まで、医療分の所得割率は0.71%引き下げて7.07%（R9の見込率）とし、その他は現行税率で据え置く。令和9年度から標準保険料率に合わせる。

②賦課限度額は令和8年度まで現行の額で据え置く  
（医療65万円、後期20万円、介護17万円 計102万円）

		R5税率案3①	現行税率②	差①-②
医療分	所得割率	7.07%	7.78%	-0.71%
	均等割額	29,000	29,000	0
	平等割額	20,800	20,800	0
後期支援金分	所得割率	2.76%	2.76%	0.00%
	均等割額	10,200	10,200	0
	平等割額	8,000	8,000	0
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0.00%
	均等割額	11,600	11,600	0
	平等割額	6,000	6,000	0

(参考) 【令和9年度の見込税率と税率案3の比較】

		(参考) R9年度 見込税率①	税率案3②	差①-②
医療分	所得割率	7.07%	7.07%	0.00%
	均等割額	33,289	29,000	4,289
	平等割額	21,569	20,800	769
後期支援金分	所得割率	3.05%	2.76%	0.29%
	均等割額	14,097	10,200	3,897
	平等割額	9,134	8,000	1,134
介護分	所得割率	3.03%	2.69%	0.34%
	均等割額	16,140	11,600	4,540
	平等割額	7,878	6,000	1,878

R9年度に医療分の所得割率  
以外は上がる見込み

### ①医療費分の所得割率を引き下げることについて

【令和9年度までの標準保険料率推移見込】

区分		現行	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
医療分	所得割	7.78%	6.96%	6.84%	6.92%	6.99%	7.07%
	均等割	29,000	30,154	30,374	31,317	32,289	33,289
	平等割	20,800	19,537	19,680	20,291	20,920	21,569
後期支援金分	所得割	2.76%	2.81%	3.03%	3.03%	3.04%	3.05%
	均等割	10,200	11,806	13,209	13,498	13,794	14,097
	平等割	8,000	7,649	8,558	8,746	8,938	9,134
介護分	所得割	2.69%	2.64%	2.78%	2.87%	2.95%	3.03%
	均等割	11,600	13,838	14,524	15,047	15,586	16,140
	平等割	6,000	6,754	7,089	7,344	7,607	7,878

令和9年度までの標準保険料率を見込むと、医療分の所得割率が、標準保険料率と比較して顕著に高い状況であることから、この部分を令和9年度見込率（7.07%）に引き下げることとしてはどうか

### ②賦課限度額を据え置くことについて

賦課限度額は地方税法施行令で定められており、市はその額を限度に条例で定めることとなっている。

賦課限度額を引き上げることで高所得者層の保険税負担が増え、その分税率設定において中間所得者層の負担を軽減できる。現在国では被用者保険とのバランスも考慮して超過世帯が一定割合に近づくよう段階的に賦課限度額の引き上げを行っている。

今回の税率設定で、仮に令和8年度まで増額改定を行わないこととする一方で賦課限度額だけを上げると、中間所得者層の負担は令和8年度まで変わらないにもかかわらず高所得者層の保険税負担を増やすことになる。

したがって令和5年度以降、地方税法施行令の改正があっても令和8年度までは市の賦課限度額を変更しないこととしてはどうか。

（令和5年度 後期分2万円引き上げの地方税法施行令改正が予定されている）

## (5) 税率案1、案2、案3の財政収支と基金残高見込み

### 【財政収支】

(千円)

(財政収支)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R5-9計	R5-11計
(1) 税率案1 (R5から標準保険料率)	100,986	170,784	112,904	112,788	113,145	△ 16,864	△ 91,155	△ 113,900	492,757	287,702
(2) 税率案2 (R8まで現行、R9から標準保険料率)	100,986	198,070	73,181	10,762	△ 49,181	△ 16,864	△ 91,155	△ 113,900	215,968	10,913
(3) 税率案3 (R8まで医療分所得割7.07%、R9から標準保険料率)	100,986	96,480	△ 29,439	△ 94,450	△ 156,608	△ 16,864	△ 91,155	△ 113,900	△ 200,881	△ 405,936

※税率案3の財政収支見込額のうち賦課限度額据置による収支減の影響  
(R5 2万円引き上げず据え置き)

△ 8,000    △ 8,000    △ 8,000    △ 8,000    △ 32,000    △ 32,000

### 【試算前提条件】

R5～R9  
個別公費・個別経費の相互扶助20%ずつ反映  
R6以降  
一人あたり給付費年2.5%増  
被保険者数△2.4%  
一人あたり所得1.0%増（県全体は2.0%増）  
一人あたり後期高齢者支援金2.0%増  
一人あたり介護納付金3.0%増

(1) **税率案1** は令和9年度までの合計で4億9,200万円収支黒字となり、令和11年度まででも2億8,700万円収支黒字となる。基金残高も増加する見込み。  
(2) **税率案2** は令和9年度までの合計で2億1,500万円収支黒字となり、令和11年度まででも1,000万円収支黒字となる。基金残高も増加する見込み。

(3) **税率案3** は令和9年度までの合計で2億円収支赤字となり、令和11年度まででも4億500万円収支赤字となる。基金残高も減少する見込み。  
このうち賦課限度額を令和5年度2万円引き上げず据え置くことによる収支減の影響は4年間で約3,200万円の見込み。



【基金残高】

(千円)

(基金残高)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R4とR9の差	R4とR11の差
(1) 税率案1 (R5から標準保険料率)	1,098,136	1,268,920	1,381,824	1,494,612	1,607,757	1,590,893	1,499,738	1,385,838	492,757	287,702
(2) 税率案2 (R8まで現行、R9から標準保険料率)	1,098,136	1,296,206	1,369,387	1,380,149	1,330,968	1,314,104	1,222,949	1,109,049	215,968	10,913
(3) 税率案3 (R8まで医療分所得割7.07%、R9から標準保険料率)	1,098,136	1,194,616	1,165,177	1,070,727	914,119	897,255	806,100	692,200	△ 200,881	△ 405,936

(6) 税率案3と税率案1を比較した世帯構成別負担イメージ (R5~R9 5年間の影響額)

給与所得世帯 (40歳以上65歳未満)	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
A-1 給与所得・単身世帯 (40歳以上65歳未満)	現行税額①	25,680	65,280	137,260	203,340	295,950	499,680	716,660	934,830
	R9税額②	30,570	73,340	150,000	219,090	311,140	513,650	729,310	892,870
	R9増減額 (②-①)=③	4,890	8,060	12,740	15,750	15,190	13,970	12,650	△ 41,960
	R9増減率③/①	19.0%	12.3%	9.3%	7.7%	5.1%	2.8%	1.8%	△ 4.5%
	R5~8影響額④※	△ 10,570	△ 19,160	△ 32,730	△ 42,920	△ 48,380	△ 60,430	△ 73,210	32,410
計③+④	△ 5,680	△ 11,100	△ 19,990	△ 27,170	△ 33,190	△ 46,460	△ 60,560	△ 9,550	
A-2 給与所得・2人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	現行税額①	40,920	90,680	136,980	226,860	346,750	550,480	767,460	963,830
	R9税額②	49,630	105,110	151,140	249,470	374,670	577,180	778,160	926,160
	R9増減額 (②-①)=③	8,710	14,430	14,160	22,610	27,920	26,700	10,700	△ 37,670
	R9増減率③/①	21.3%	15.9%	10.3%	10.0%	8.1%	4.9%	1.4%	△ 3.9%
	R5~8影響額④※	△ 20,250	△ 35,300	△ 38,030	△ 61,400	△ 80,630	△ 92,680	△ 91,660	24,270
計③+④	△ 11,540	△ 20,870	△ 23,870	△ 38,790	△ 52,710	△ 65,980	△ 80,960	△ 13,400	
A-3 給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額①	52,680	110,280	156,580	258,220	385,950	589,680	806,660	992,830
	R9税額②	63,850	128,800	174,830	287,380	422,060	624,570	825,550	959,450
	R9増減額 (②-①)=③	11,170	18,520	18,250	29,160	36,110	34,890	18,890	△ 33,380
	R9増減率③/①	21.2%	16.8%	11.7%	11.3%	9.4%	5.9%	2.3%	△ 3.4%
	R5~8影響額④※	△ 26,160	△ 45,110	△ 47,840	△ 77,110	△ 100,280	△ 112,330	△ 111,310	16,130
計③+④	△ 14,990	△ 26,590	△ 29,590	△ 47,950	△ 64,170	△ 77,440	△ 92,420	△ 17,250	
A-4 給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額①	64,440	129,880	176,180	225,140	382,190	628,880	845,860	1,020,000
	R9税額②	78,060	152,490	198,520	247,170	417,330	671,950	861,940	992,740
	R9増減額 (②-①)=③	13,620	22,610	22,340	22,030	35,140	43,070	16,080	△ 27,260
	R9増減率③/①	21.1%	17.4%	12.7%	9.8%	9.2%	6.8%	1.9%	△ 2.7%
	R5~8影響額④※	△ 32,050	△ 54,950	△ 57,680	△ 60,540	△ 98,290	△ 131,970	△ 108,680	8,000
計③+④	△ 18,430	△ 32,340	△ 35,340	△ 38,510	△ 63,150	△ 88,900	△ 92,600	△ 19,260	

※令和5年度から令和8年度までの間、標準保険料率を採用せずに、現行税率のうち医療分の所得割率を引き下げた税率とすることによる影響額の合計。賦課限度額据え置きによる影響は加味していない。

給与所得世帯 (40歳未満)	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
B-1 給与所得・単身世帯 (40歳未満)	現行税額①	20,400	51,910	109,200	161,800	235,580	397,890	570,750	764,830
	R9税額②	23,380	56,190	115,050	168,120	238,960	394,810	560,770	722,870
	R9増減額 (②-①)=③	2,980	4,280	5,850	6,320	3,380	△ 3,080	△ 9,980	△ 41,960
	R9増減率③/①	14.6%	8.2%	5.4%	3.9%	1.4%	△ 0.8%	△ 1.7%	△ 5.5%
	R5～8 影響額④※	△ 5,450	△ 9,760	△ 16,390	△ 21,320	△ 23,420	△ 28,050	△ 32,990	32,410
	計③+④	△ 2,470	△ 5,480	△ 10,540	△ 15,000	△ 20,040	△ 31,130	△ 42,970	△ 9,550
B-2 給与所得・2人世帯 (40歳未満夫婦)	現行税額①	32,160	71,510	108,400	179,560	274,780	437,090	609,950	793,830
	R9税額②	37,600	79,890	115,320	190,400	286,350	442,200	608,160	756,160
	R9増減額 (②-①)=③	5,440	8,380	6,920	10,840	11,570	5,110	△ 1,790	△ 37,670
	R9増減率③/①	16.9%	11.7%	6.4%	6.0%	4.2%	1.2%	△ 0.3%	△ 4.7%
	R5～8 影響額④※	△ 11,350	△ 19,590	△ 20,610	△ 33,230	△ 43,070	△ 47,700	△ 52,640	24,270
	計③+④	△ 5,910	△ 11,210	△ 13,690	△ 22,390	△ 31,500	△ 42,590	△ 54,430	△ 13,400
B-3 給与所得・3人世帯 (40歳未満夫婦 +6～18歳子ども1人)	現行税額①	43,920	91,110	128,000	210,920	313,980	476,290	649,150	822,830
	R9税額②	51,820	103,580	139,010	228,310	333,740	489,590	655,550	789,450
	R9増減額 (②-①)=③	7,900	12,470	11,010	17,390	19,760	13,300	6,400	△ 33,380
	R9増減率③/①	18.0%	13.7%	8.6%	8.2%	6.3%	2.8%	1.0%	△ 4.1%
	R5～8 影響額④※	△ 17,260	△ 29,400	△ 30,420	△ 48,940	△ 62,720	△ 67,350	△ 72,290	16,130
	計③+④	△ 9,360	△ 16,930	△ 19,410	△ 31,550	△ 42,960	△ 54,050	△ 65,890	△ 17,250
B-4 給与所得・4人世帯 (40歳未満夫婦 +6～18歳子ども2人)	現行税額①	55,680	110,710	147,600	186,600	316,060	515,490	688,350	850,000
	R9税額②	66,030	127,270	162,700	200,140	337,050	536,970	691,940	822,740
	R9増減額 (②-①)=③	10,350	16,560	15,100	13,540	20,990	21,480	3,590	△ 27,260
	R9増減率③/①	18.6%	15.0%	10.2%	7.3%	6.6%	4.2%	0.5%	△ 3.2%
	R5～8 影響額④※	△ 23,150	△ 39,240	△ 40,260	△ 41,370	△ 66,760	△ 86,990	△ 69,660	8,000
	計③+④	△ 12,800	△ 22,680	△ 25,160	△ 27,830	△ 45,770	△ 65,510	△ 66,070	△ 19,260

年金所得世帯	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額						
		153万 (43万)	170万 (60万)	200万 (90万)	300万 (190万)	500万 (357万)	700万 (527万)	900万 (710万)
C-1 年金所得・単身世帯 (65歳以上)	現行税額①	20,400	51,910	103,930	222,930	398,420	577,600	768,330
	R9税額②	23,380	56,190	109,980	226,810	395,310	567,350	726,050
	R9増減額 (②-①)=③	2,980	4,280	6,050	3,880	△ 3,110	△ 10,250	△ 42,280
	R9増減率③/①	14.6%	8.2%	5.8%	1.7%	△ 0.8%	△ 1.8%	△ 5.5%
	R5～8 影響額④※	△ 5,450	△ 9,760	△ 16,270	△ 23,090	△ 28,090	△ 33,190	32,660
	計③+④	△ 2,470	△ 5,480	△ 10,220	△ 19,210	△ 31,200	△ 43,440	△ 9,620
C-2 年金所得・2人世帯 (65歳以上夫婦)	現行税額①	32,160	71,510	103,130	262,130	437,620	616,800	797,330
	R9税額②	37,600	79,890	110,250	274,200	442,700	614,740	759,340
	R9増減額 (②-①)=③	5,440	8,380	7,120	12,070	5,080	△ 2,060	△ 37,990
	R9増減率③/①	16.9%	11.7%	6.9%	4.6%	1.2%	△ 0.3%	△ 4.8%
	R5～8 影響額④※	△ 11,350	△ 19,590	△ 20,490	△ 42,740	△ 47,740	△ 52,840	24,520
	計③+④	△ 5,910	△ 11,210	△ 13,370	△ 30,670	△ 42,660	△ 54,900	△ 13,470

高所得層を除く多くの世帯で令和9年度に税額が増額となるが、令和5年度から8年度まで標準保険料率に合わせずに、医療分の所得割率を引き下げ、その他は現行税率とすることによる減額効果の方が大きくなり、いずれの世帯も令和5年度から令和9年度の保険税総額は減額になる。

※令和5年度から令和8年度までの間、標準保険料率を採用せずに、現行税率のうち医療分の所得割率を引き下げた税率とすることによる影響額の合計。賦課限度額据え置きによる影響は加味していない。

## (7) 税率案について事務局の考え方

### 【税率案考察】

(1) **税率案1**は、無理なく令和9年度に統一保険料率に合わせられるものの、収支黒字により基金残高が増加してしまい、負担軽減のための基金活用ができない。

(2) **税率案2**は、令和9年度に現行税率から一度に税率等を上げることになる。また収支黒字により基金残高が増加してしまい、負担軽減のための基金活用ができない。

(3) **税率案3**は、令和9年度に現行税率から一度に税率等を上げることになるが、医療分の所得割率を下げることにより基金残高の約4割を活用することができる。所得の低い世帯層ほど令和9年度にかけての上がり幅は大きいものの、令和5年度から8年度まで標準保険料率に合わせずに、現行税率のうち医療分の所得割率を引き下げた税率を継続することによる影響額を含めて考えると、いずれの世帯も負担減となる見込み。

### 【税率案と基金について事務局の考え方】

**基金を活用して、税率案3（令和8年度まで、医療分の所得割率は0.71%引き下げて7.07%（R9の見込率）とし、その他は現行税率で据え置き、令和9年度から標準保険料率に合わせる。賦課限度額も令和8年度まで据え置き）を採用してはどうか。**

#### ※基金残高の考え方

ここ数年は基金活用を考慮して税率を設定してきたが、コロナ禍における受診控えなどが影響して基金の活用に至らなかった。しかし現行税率は県の標準保険料率と大きな差がなく、比較的適切な税率設定がなされていると考えられる。

また過去においては、国保特別会計が赤字だった際に一般会計繰入を行ったが、医療費適正化に取り組むなどの独自の経営努力で補助金を獲得し、一定の赤字解消につなげたことなどから、結果的に当時の一般会計繰入に過大な部分があったと考えられる。

以上のことから、保険料率完全統一前である令和11年度末の基金残高は、一般会計に繰り出しを行い、国民健康保険被保険者だけではなく市民の健康増進に係る事業に活用できる市の基金としてはどうか。